



島根県報

平成30年3月30日（金）

号外第42号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

（廃棄物対策課） 2

公布された条例等のあらまし

◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第37号）

1 規則の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理

2 施行期日

平成30年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第37号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成15年島根県規則第101号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第19条の11第1項」を「第19条の12第1項」に改める。

第17条第1項第2号中「第9条の2の4第1項」の次に「、第12条の7第1項若しくは第7項」を加える。

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。